

議案第 1 2 9 号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について
道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、首都
高速道路株式会社が下記のとおり変更することについて、同条第 7 項の規定において
準用する同条第 3 項及び第 4 項の規定により同意することの議決を求める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

平成 1 8 年 3 月 1 7 日付け建土道計第 1 4 9 3 号をもって同意のあった埼玉県道高
速さいたま戸田線に関する事業について、当該事業中料金の額及びその徴収期間を別
紙のとおり変更する。

(別紙)

料金の額及びその徴収期間

1 基本料金の額

埼玉線（埼玉県道高速さいたま戸田線のうち、さいたま市緑区大字三浦から同市南区内谷2丁目までをいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、次のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額

ア 1キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の料金の額は、29.52円とする。

イ 利用1回に対して課する普通車の固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。

ウ 1キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の料金の額は、アに定める額に2を乗じて得た額とする。

エ 利用1回に対して課する大型車の固定額

利用1回に対して課する大型車の固定額は、イに定める額に2を乗じて得た額とする。

(2) 適用方法

ア 料金距離

首都高速道路の入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路からの流入となる接続部（以下「入口等」という。）及び首都高速道路の出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路への流出となる接続部（以下「出口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、入口等及び出口等（以下「出入口等」という。）の相互間の最短経路により算出した距離とする。

(注)

(7) 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、(1)に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

- a 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。
- b 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。
- c 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、

引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

- (イ) 現金車（ETC車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したもののみならず。以下同じ。）以外の自動車という。以下同じ。）は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。
- (ウ) 未供用の路線の供用開始等の理由により、料金距離について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出の出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入の入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出の出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、次のように料金調整を行った額を徴収する。

(ア) ETC車の場合の料金調整

AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(イ) 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(2)イに定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

2 特別の措置

料金の額については、「1 基本料金の額」に定める額にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。

(1) 料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、次の表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0キロメートル以下	476.19円	952.38円
6.0キロメートル超12.0キロメートル以下	571.42円	1,142.84円
12.0キロメートル超18.0キロメートル以下	666.66円	1,333.32円
18.0キロメートル超24.0キロメートル以下	761.90円	1,523.80円
24.0キロメートル超30.0キロメートル以下	857.14円	1,714.28円
30.0キロメートル超36.0キロメートル以下	952.38円	1,904.76円
36.0キロメートル超42.0キロメートル以下	1,047.61円	2,095.22円
42.0キロメートル超	1,142.85円	2,285.70円

(注)

ア 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

(ア) 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(イ) 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(ウ) 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

イ 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における次の表の左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は、平成24年1月1日以後において首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

対象区間	料金距離
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離
東海ジャンクションから空港中央出入口まで	東海ジャンクションから空港西出入口までの

	料金距離
--	------

ウ 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。この場合において、次の表に掲げる入口等を利用する場合においては、当該入口等の区分に応じた料金の額を適用する。

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）又は新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
浦和北	571.42円	1,142.84円
戸田又は美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し、浦和南方向へ進行する利用に限る。）	666.66円	1,333.32円

エ 未供用の路線の供用開始等の理由により、料金距離又はウの表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出の出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入の入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出の出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、次のように料金調整を行った額を徴収する。

ア ETC車の場合の料金調整

A B間の料金距離とC D間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。

イ 現金車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、A D間の料金距離に応じて料金の額を適用する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

3 通常料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 上限料金の引下げに係る割引については、次のとおりとする。

(7) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。

(1) 割引後の額

利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、次の表に掲げる料金

距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
30.0キロメートル超	857.14円	1,714.28円

(ウ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(イ)に定める割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、a又はbの自動車が、ETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成20年12月1日）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50パーセント以下とする。

ウ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで）及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原1丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。

(1) 割引率等

20パーセントとする。ただし、次の表に定める利用区間（神奈川県道高速横浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田4丁目から同区大師河原1丁目まで（浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するために通行する区間を除く。）まで）の区間を通行しない場合に限る。）を通行する場合においては、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線又は川崎市道高速縦貫線における各出入口等から埼玉線における各出入口等まで	24.0キロメートル超	180円	180円

エ E T C前納割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(1) 割引率

次の表の割引率を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

オ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうちE T Cコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、3会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該

車載器に利用するものとして当該会社から貸与された ETC カードをいう。以下同じ。) を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 車両単位割引

(ア)の自動車が使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとの月間利用金額に対し、表 A の割引率を適用する。ただし、平成 24 年 1 月 1 日以後において会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間は表 B の割引率を適用する。

表 A

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	割引無
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2 パーセント
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5 パーセント
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8 パーセント
50,000 円を超える部分	12 パーセント

表 B

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	割引無
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	10 パーセント
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	15 パーセント
30,000 円を超える部分	20 パーセント

b 契約単位割引

(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5 千円を超える場合にあっては、当該利用者の(イ) a に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 10 パーセントの割引率を適用する。

(ウ) 実施する期間

(イ) b に定める割引を実施する期間は、平成 24 年 1 月 1 日以後において会社が別に定める日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

カ 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、次の表の左欄に掲げる入口等(起点)から同表の右欄に掲げる出口等(終点)までを通行する ETC 車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。

入口等(起点)	出口等(終点)
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野又は浦和南	江戸川区谷河内二丁目(一般国道 14 号(京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷(高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西、大井南、空港中央、空港西、羽田又は

	神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線若しくは川崎市道高速縦貫線における各出口等
江戸川区谷河内二丁目（一般国道14号（京葉道路）との接続部）、一之江、小松川、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、大井南、空港中央、空港西、羽田又は神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線若しくは川崎市道高速縦貫線における各入口等	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野又は浦和南

(イ) 割引額

普通車については100円、大型車については200円とする。

(ウ) 実施する期間

平成24年1月1日以後において会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

キ 埼玉線内々利用割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、埼玉県道高速板橋戸田線のうち埼玉県戸田市早瀬1丁目（戸田出入口）又は高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速さいたま戸田線の交差点（美女木ジャンクション）から埼玉線の各出入口間のみを通行するETC車とする。

(イ) 割引額

普通車については100円、大型車については200円とする。

(ウ) 実施する期間

平成24年1月1日以後において会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

ク 電気自動車割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車とする。

(イ) 割引率

50パーセント以下とする。

(ウ) 実施する期間

平成24年1月1日以後において会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

ケ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(イ) 割引率

39パーセント以下とする。

コ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

(イ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間を適宜設定する。

(エ) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(オ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

サ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 上限料金の引下げに係る割引を適用する自動車は、「3 通常料金及び特別の措置における割引」に定める全ての割引と重複するものとし、上限料金の引下げに係る割引を適用した後の金額に対して当該「3 通常料金及び特別の措置における割引」に定める割引を適用する。

イ アに定めるもののほか、障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

ウ アに定めるもののほか、電気自動車割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C前納割引又は大口・多頻度割引に限るものとし、電気自動車割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

エ E T C路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

オ 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び埼玉線内々利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

(ア) 重複適用の有無

	環境			適用あり
前納		前納		× 適用なし
大口		×	大口	- 重複なし
中環			中環	
埼玉	-		-	

(注) 環境、前納、大口、中環及び埼玉は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

(イ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	中央環状線迂回利用割引又は埼玉線内々利用割引
3	環境ロードプライシング割引
4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成26年9月30日までとする。

5 その他

(1) けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。

(2) 乗り継ぎ

首都高速道路を通行してきたE T C車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。

6 実施期日

この「料金の額及びその徴収期間」に定める事項は、平成24年1月1日以後において会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。